

# 「基本理念」等の考え方

## 1. 子ども・子育て支援事業計画への記載の根拠について

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（平成26年7月2日）

### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

#### 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

##### 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。（以下、略）

#### 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において地域の实情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第四に掲げる事項とする。

#### ◆別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事 項	内 容
一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。

## 2. 「基本理念」等についての考え方

基本理念等の策定にあたっては、子ども・子育て支援法、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」、「那須塩原市子ども・子育て会議における委員意見等を踏まえる必要がある。

#### ◆子ども・子育て支援法（抜粋）

##### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することが出来る社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の实情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

## ◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

### 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本
- 子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある
- 社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とする
- 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある
- 全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の家庭を支援していく必要がある
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たす必要がある
- 全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない

### 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている
- 現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えている
- 社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている
- 少子化により、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容している。

### 二 子どもの育ちに関する理念

- 乳幼児期・・・人格形成の基礎が培われる重要な時期
- 小学校就学後・・・調和のとれた発達を促す重要な時期
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要
- 一人一人がかけがえのない個性のある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である

### 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 子育て・・・親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営み
- 子ども・子育て支援・・・保護者が子育てについての責任を果たすことが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えていくこと
- 必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、もって子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務である
- 全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要がある

#### 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業
  - ・市町村…質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施
  - ・国及び都道府県…市町村の取組を重層的に支援
- 事業主においては、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められる
- 保護者が地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要
- 家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要である
- 教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される
- 施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要である

### 3. 那須塩原市子ども・子育て支援事業計画「基本理念」等について

現在計画期間中（平成 22 年度～平成 26 年度）である「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」の基本理念等をベースとして検討を進めるものとする。

#### 那須塩原市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）

##### 《基本理念》

「親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら」

##### 《基本的視点》

- I すべての子どもの人権を尊重する
- II ゆとりのある家庭づくり
- III 仕事と生活の調和の実現
- IV 頼れる地域づくり
- V 地域の特性に配慮した子育て支援

##### 《基本目標》

- 1 子どもを社会で育てる意識づくり
- 2 援護が必要な家庭への支援
- 3 母子保健事業の充実
- 4 仕事と家庭生活の両立の支援
- 5 教育環境の整備
- 6 子育てにやさしい生活環境の整備